



2020年8月6日

各 位

上場会社名 株式会社 東京ソワール  
代表者名 代表取締役社長 村越 眞二  
(コード 8040)  
問合せ先責任者 取締役常務執行役員管理本部長 宮本 幸三  
(TEL 03 - 5474 - 6617)

## 役員報酬の減額に関するお知らせ

2020年7月14日に公表いたしました「業績予想及び配当予想の修正に関するお知らせ」ならびに本日公表の「2020年12月期 第2四半期決算短信」及び「2020年12月期通期業績予想の公表に関するお知らせ」にてお知らせしました新型コロナウイルス感染症(以下、「新型コロナ」という。)拡大の影響による厳しい経営環境を踏まえ、下記のとおり、役員報酬の減額を本日開催の取締役会において決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 役員報酬減額の経緯

当社は、卒入学式など春の繁忙期を迎えるなかにおいて、新型コロナの拡大懸念に伴う各種イベントの縮小や中止などによる業績に与える影響が避けられないことから、2020年3月27日開催の株主総会後の取締役会において常勤取締役等の報酬減額を実施しておりました。一方で、取引先店舗の休業や緊急事態宣言後は販売員に特別有給休暇を付与するなど、店頭販売員の雇用確保措置に努めてまいりました。

しかしながら、長引く新型コロナの拡大の影響は当初の想定以上に大きく、通期の業績予想も大変厳しいものとなることから、2020年8月6日開催の取締役会において、下記のとおり更なる役員報酬の減額を決議いたしました。

#### 2. 役員報酬の減額の内容

	3月27日取締役会決議の減額	本日決議の更なる減額
代表取締役社長	月額報酬の22%	月額報酬の13%
取締役常務執行役員	月額報酬の14%	月額報酬の7%
取締役執行役員	月額報酬の11%	月額報酬の4%
執行役員(従業員)	月額報酬の9%	—

(注) 当初の新型コロナ影響前の計画に対しては、代表取締役社長35%、取締役常務執行役員21%、取締役執行役員15%の減額となります。なお、この度は社外取締役につきましても5%を減額することとし、監査役につきましても、監査役会の協議により監査役報酬を減額することといたしました。

#### 3. 減額対象期間

更なる減額の部分については、2020年8月から12月までの5ヶ月間とし、2021年1月から3月までは2020年3月27日取締役会決議の減額を継続いたします。

以上